

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和元年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（１）意見募集の対象農薬

オキシポコナゾールフマル酸塩、ジクロベンチアゾクス、プロチオホス、フロルピ
ラウキシフェンベンジル及びメチルテトラプロール

（２）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（３）意見募集期間

令和元年10月11日（金）～ 令和元年11月9日（土）

（４）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

（５）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（１）御意見提出者数

・ 封書によるもの	0 通
・ ファックスによるもの	0 通
・ 電子メールによるもの	3 通

（２）御意見の延べ総数 2 件

（３）提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

提出された御意見のうち2通は、本意見募集とは関係のない御意見でした。

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	計算上は薄まって人体への影響はないとみなしているようだが、殺菌剤、殺虫剤、除草剤そのものが生態系に影響を及ぼす(菌を殺したり、虫を殺したり、除草したりする)ものである。 今回に限らず全ての農薬が農薬取締法上の拒否基準に該当するのではないか？	農薬取締法は、農薬の安全性や品質等を確保することにより、農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として制定されています。このような考え方に基づき、農薬登録のための審査においては、農薬が使用されるほ場内において農薬が菌、昆虫、雑草等の病害虫に対し薬効を示すとともに、ほ場の外部の環境に悪影響を及ぼさないかどうか審査等を行っています。 農薬登録基準では、ほ場から公共用水域に飛散、流出等した農薬が人畜等に影響を及ぼさないレベルであることの確認を行い、環境中予測濃度がその濃度を上回る場合には農薬の登録を拒否することとしています。